

序章 山形市景観計画（景観重点地区編）とは

1 はじめに

山形市では、平成31年4月に景観法に基づく「山形市景観計画」を策定し、良好な景観の形成のための基本方針を定めるとともに、市民・事業者・行政の協働の取り組みである景観まちづくりを推進することとしています。また、当該計画において、特に優れた景観形成に向け、重点的かつ計画的に整備、又は保全していく必要があると認められる地区について、より積極的な景観形成を推進するため、景観重点地区制度を創設しました。

本書は、景観重点地区の指定により、歴史的まちなみの保存・再生を図り、観光産業の更なる振興と、誇りと愛着の持てる地区を目指す山寺（川原町・南院・馬形）地区住民からの提案を基に、同地区における景観形成の基本方針やエリアごとの景観形成の目標、良好な景観の形成を推進するために必要な景観形成の基準などについてまとめたものです。

2 景観重点地区の選定基準

山形市では、『住民による発意型』と『山形市からの提案型』の2種類の景観重点地区の指定プロセスを設けていますが、そのうち、以下のいずれかの基準に該当すると認められる地区について、景観重点地区の指定に向けた取り組みを開始します。

- ①山形市のシンボルや顔としてのアピール性を有し、魅力あるまちなみ景観の形成を目指す地区
- ②特徴あるまちなみや歴史的建造物が集積する地区で、周囲との景観と一体をなした歴史的景観の保全・創造が必要とされる地区
- ③新たなまちなみの創出により魅力ある景観形成を図ることができる地区
- ④これまでに景観整備の取り組みを行っており、景観まちづくりに対する地元住民の理解や盛り上がりのある、又は期待できる地区
- ⑤景観が対外的に評価されていると認められる地区

《山形市景観計画「第4章 景観まちづくりに向けた協働の取り組み」抜粋》

なお、本書の山寺（川原町・南院・馬形）地区につきましては、上記①②④⑤に該当する地区として、『住民による発意型』で取り組みをスタートしています。

3 景観重点地区（山寺）指定の目的

国指定の名勝及び史跡である山寺では、高木の育つ険しい崖を縫って幾百段もの石段を登ると、絶壁の上に置かれた納経堂と開山堂、そして五大堂へと至ります。そこに、あたりを一望する絶景が開けます。この大パノラマをつくっているのは、自然に抱かれ自然と調和した人々の日々の生活空間です。

この眺望景を守るとともに、この生活空間の視覚環境を高め、門前に形成された市街地にこの佳境にふさわしい風格を加えて、未永く愛されるまちなみをつくることを目的とします。



4 景観計画の期間【本編抜粋】

景観まちづくりが人々の生活に溶け込み、その中での日々の営みが、いつか風土としてその土地に息づくためには、未来を見据え、子ども達に景観をつなぐ取り組みを、長い時間をかけて熟成させていく必要があります。

このことから、本計画は計画期間を定めないこととしますが、景観における様々な環境の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行いながら、取り組みを推進します。